

# お知らせ掲示板

## くらし

### 市営住宅の定期募集

**期** 7月1日(木) (入居予定日) **対** 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)  
**【募集案内配布】** **期** 5月6日(木)～18日(火) (土日祝は開館施設のみ) **時** 午前9時～午後5時 **場** 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所およびまちづくりセンター(市庁舎を除く)  
**【申込】** **期** 5月10日～18日(消印有効)までに郵送で〒860-8601市営住宅管理センターへ  
**【抽せん会】** **期** 6月1日(火)、2日(水) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため立会人のみ参加  
**【二次募集】** **期** ①6月4日(金)、②6月7日(月)～10日(木) **時** 午前9時～午後5時 **場** ①市自転車駐車場8階会議室、②市営住宅管理センター(市庁舎9階)  
**対** 一次で申し込みのなかった既存団地の空室(先着順)  
**【共通】** **問** 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833) 詳しくは、市ホームページへ。  
(市営住宅課 ☎328-2461)

### マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを休止します。  
**【休止期日】** 5月1日(土)～5日(祝)、10日(月)、31日(月) 終日  
**【対象証明書】**  
 ①住民票の写し(本人・世帯全員・世帯の一部) ②印鑑登録証明書 ③市県民税(所得・課税)証明書 ④戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本・抄本)  
(地域政策課 ☎328-2067)

### 市税の滞納処分で差し押さえた自動車の公売会を開催します

**期** 5月31日(月) **【開場】** 午前10時【入札】午前11時 **場** 市庁舎7階会議室  
 公売自動車の詳細や下見会など詳しくは、市ホームページへ。  
 ※滞納税が完納になった場合、公売会は中止になります。  
(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)

### 令和3年度(令和2年分)市県民税(所得・課税)証明書を6月1日から発行します

**場** 市役所各証明発行窓口など ※申告を行っていない方は、証明書を発行できない場合があります  
(市民税課証明班 ☎328-2181)

### 5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期です

納期限は5月31日です。納期限までに支払ってください。  
 市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは、市ホームページへ。  
**【クレジットカード納付】** **【Web口座振替登録】**



(納税課 ☎328-2204)

### 軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します

**期** 4月1日時点でバイクや軽自動車などを所有している方へ、納税通知書を5月上旬に送付します。5月31日までに納めてください。

**【廃車、名義変更(譲渡)、住所変更などの手続き】**

① **対** 原動機付自転車(総排気量125cc以下・50cc以下三輪)、小型特殊自動車(農耕用・その他) **場** 市民税課、区役所税務室・総合出張所

② **対** 三輪、四輪貨物(営業用・自家用)、四輪乗用(営業用・自家用) **場** 全国軽自動車協会連合会熊本事務所(☎369-7920)

③ **対** 小型自動車(二輪(250ccを超えるもの)、軽自動車(二輪(125ccを超える250cc以下)) **場** 熊本運輸支局(☎050-5540-2086)

**【障がいのある方などの減免】**

**期** 5月31日までに市民税課、区役所税務室へ **問** 市民税課 詳しくは、市ホームページへ。

**【自動車税】**

**期** 普通車などにかかる自動車税種別割の納税通知書は県から5月初めに送付されます。5月31日までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。インターネットを利用したクレジットカードでの納付や、スマートフォンによる納付も可 **問** 納付の相談: 熊本県県央広域本部税務部収税第一課、収税第二課(☎333-3210) / 課税について: 熊本県自動車税事務所(☎368-4020)  
(市民税課 ☎328-2181)



### 給与支払者(事業者)の皆さんへ

**期** 5月中旬に令和3年度の個人住民税特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員用)を送付します。事業者は、特別徴収税額決定通知書(従業員用)が届き次第すみやかに従業員の方へ開封せずにお渡しください

**【特別徴収税額決定通知書とは】**

提出された給与支払報告書などで税額を計算し、毎月従業員の給与から天引きで納入する税額をお知らせするもの。事業者用は毎月従業員の給与から天引きで納入する税額を、各従業員用は給与から天引きされる税額や計算根拠をお知らせする通知です。

**【税額決定通知書の発送時期】**

市民税・県民税申告書および所得税等の確定申告書の提出期限の延長された期限である、4月15日までに提出された申告書であっても、3月16日以降に提出されたものについては、今回送付する税額決定通知に間に合わない場合があります。その場合、課税または税額変更等の処理後、6月以降に該当する方へ税額変更通知を送付します。  
(市民税課 ☎328-2181)

### 固定資産税・都市計画税納税通知書を送付します

**期** 毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方 ※共有名義の場合は共有者全員が納税義務者ですが、納税通知書などは代表者へ送付 ※複数区に固定資産をお持ちの方は、区ごとに送付

**■都市計画税率が変わります**

市街化区域内の土地や家屋に課税される都市計画税が、本市税条例の改正により、令和3年度から税率が

0.3% (前年度まで0.2%) に変わります。

**■固定資産税に関する手続きはお忘れなく**

**【市外に転出する場合】**

「納税管理人申告(申請)書」の提出

**【納税義務者が亡くなった場合】**

法務局で相続登記の手続き

「相続人代表者指定届」の提出

**【新增築、用途変更、取り壊しをしたとき】**

税額が変わる場合があります。固定資産税課に届けてください。

(固定資産税課 ☎328-2195)

### 令和3年度地方税制改正に伴う固定資産税土地に係る負担調整措置

**期** 宅地等(商業地等は負担水準が60%未満の土地、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る) および農地(負担水準が100%未満の土地に限る) **期** 令和3年度の課税標準額が令和2年度の課税標準額と同額になります ※地目の変換や現況に変化があった土地の税額は変更になる場合有。

(固定資産税課 ☎328-2195)

### 燃やすごみの指定袋をレジ袋として使用する実証実験を行います

**期** 5月12日(水)～8月31日(火)

**期** ローソン(コンビニエンスストア)の一部店舗で、レジ袋の代わりに燃やすごみの指定袋(特小4円・小12円)を販売する実証実験を行います。実施店舗など詳しくは、市ホームページへ。  
(廃棄物計画課 ☎328-2359)



### 7月から資源物の集団回収制度の助成金単価の増額等を行います

リサイクルによる資源物の有効利用を推進するとともに、地域コミュニティの形成を促すため、再生資源集団回収活動に対して助成金を交付しています。リサイクル活動のさらなる推進を図るため、次のとおり制度を変更します。

**【変更点】**

① **名称をわかりやすくします!**

「再生資源集団回収活動助成金制度」から「市民リサイクル活動助成金制度」に変更

② **助成金の増額等を行います!**

資源を集めれば集めるほど助成金がアップする制度に変更します。

・助成金単価: 全品目1kg当たり6円→1kg当たり7円に増額

・実施回数助成金: 実施月数に応じて算出する方法に変更

(実施回数-2) × 2,000円 → (実施月数) × 1,000円に変更

③ **回収量が多い団体等を表彰します!**

回収量が多い団体等には、表彰状とエコグッズ等の記念品をプレゼント。

集団回収活動は、集めた資源物を登録業者へ売却することでの売却金に加え、市から助成金を受け取ることができ、団体の活動費用として幅広く活用できます。団体登録は随時募集中です。詳しくは、ごみ減量推進課へ。  
(ごみ減量推進課 ☎328-2365)



政令市の中で最も高い助成額!

## くらしの中の人権 90

### アイヌの人々に関する人権問題

日本における先住民族であるアイヌの人々は、現在の北海道を中心に独自の文化・伝統を持って暮らしてきましたが、明治以降のいわゆる同化政策で、独自の民族文化、伝統的な生活習慣、アイヌ語の使用禁止などの文化・伝統の保持が制限されました。

このため、民族としての誇りである文化や伝統の十分な保存・継承が図られていない状況にあります。

現在では、国や地方自治体をはじめとするさまざまな取り組みにより、見直され、制度的にも少しずつ改善されつつありますが、アイヌの人々に対する理解不足から、差別や偏見の問題が依然として存在しています。

民族や文化において差別が許されないのは言うまでもありません。自分たちと異なる人々の伝統や文化を正しく理解し尊重することが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)

### マイナンバーカードの出張申請受付!

市職員が会社や学校、町内自治会などの各種団体に、出向いてマイナンバーカードの顔写真撮影と申請を受け付けます。マイナンバーカードは、コンビニで住民票の写しなどが取得できる大変便利なカードです。ぜひこの機会に申請をお願いします。

**対象** ・会社・各種団体の所在地が市内であること  
 ・1か所当たりの申請数がおおむね30人以上であること(30人未満の場合要相談)

**申込** 電話で地域政策課へ

(地域政策課 ☎328-2067)

写真代無料! 会社などに伺います!

